

# 山梨県公報

第二千五百三十八号

平成二十七年

八月二十七日

木曜日

## 目次

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………	五八三
○保安林の指定施設要件の変更予定(二件)……………	五八三
○土地収用事業の認定……………	五八四
○道路の供用開始……………	五八五
○道路の区域変更……………	五八六
○建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任……………	五八六
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………	五八六

## 告示

### 山梨県告示第二百七十七号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成二十七年山梨県告示第百八十七号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、その指定を解除する。

平成二十七年八月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定を解除する区域 中央市山之神字流通団地二千九百五十番六及び二千九百九十一番五の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

### 山梨県告示第二百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

に保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十七年八月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、北杜市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養

### 三 変更後の指定施設要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

北杜市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう  
に保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十七年八月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施設要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

北杜市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十七年八月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 起業者の名称

都留市

二 事業の種類

都留市農林産物直売所建設事業及びこれに伴う市道拡幅工事

三 起業地

1 収用の部分 山梨県都留市大原字大原地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

都留市農林産物直売所建設事業及びこれに伴う市道拡幅工事（以下「本件事業」という。）のうち、都留市農林産物直売所建設事業（以下「本件事業」という。）は、起業者である都留市が、農林産物直売所の整備によって、農林産物の販路拡充、農家の安定収入の確保及び営農意欲の向上を図り、もって農業の担い手の確保、耕作放棄地の解消及び担い手への農地集積や農業の活性化のほか、農業と観光等と連携することにより都市住民との交流をすすめる、農業にとどまらず都留市全体の地域活性化の核になることを目的とした事業で、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公園その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本件事業の施行に伴い、本件事業の施設への出入り車両の大幅な増加による交通事故の危険性の増大を抑止するための市道拡幅工事は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施に当たり、平成二十六年度から予算措置を講じ、今年度以降についても予算措置をすることを確約していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

都留市の農業の現状として、市の統計によると、農家数について、昭和五十五年には二千九百九十九戸だったものが平成二十二年には千八百三十三戸と約半数までに落ち込んでいる。また、耕作放棄地については、平成十二年には七千三百七十六ヘクタールだったものが平成二十二年には九千九百四十四ヘクタールと増加の一途をたどっており、農家数の減少により耕作放棄地が増大し、耕作放棄地の増大により獣害のリスクが増加し、これにより農家の営農意欲が低下し、更なる農家数が減少していくという悪循環となっている。

このような状況下で、近年、一部の意欲のある農家を中心に、生産から加工・販売までを手がける農業の六次産業化の動きがあり、農業活性化の機運が高まっていること、また、本件事業の起業地より北西約五百メートルに位置する山梨県立リニア見学センターが平成二十六年四月にリニールオープンし県内外より年間二十七万人を超える来場者が訪れており、この来場者を都留市の地域経済に取り込むことは地域振興を図る上で絶好の機会であることから、都留市では、平成二十六年十二月に策定した「市政運営の基本方針と重点事業」において、本件事業である農林産物直売所の建設を計画したものである。

本件事業の完成により、リニア見学センターに来る県内外からの観光客を本件事業である直売所に取り込めること、現在地元農産物が購入できる場所がわずかであるが地元住民に対しても地元農産物の購入場所を提供し地産地消を推進できること、地元農産物を原料とした加工品を販売することにより農業の六次産業化を推進できること、直売所において定期的にイベントを開催することによりリニア見学センターと直売所をパッケージ化した観光ニーズの呼び込みができること及び直売所に情報発信機能を持たせることにより富士山・富士五湖エリアを含んだ地域の玄関口として着地型観光の受入基地として位置づけができ、農産物の販路拡充、農家の安定収入の確保、多様な人材の農業への参画、耕作放棄地の解消、意欲のある農業担い手への農地集積が図られ、地域の農業の活性化につながることを期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

起業者が任意で行った現地調査及び文献調査によると、起業地周辺に希少動植物は確認されていない。また、本件事業の起業地周辺は埋蔵文化財包蔵地であるが、起業者と都留市教育委員会との協議において、試掘などを実施し必要な場合は出土品について記録保存などの措置を行うことで協議が整っている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業のうち、本件事業の施行位置については、その来場者の取り込みを図ることとしている山梨県立リニア見学センター及び県外からの来場者の多くが利用する中央自動車道大月インターチェンジの近傍であることや本件事業の直売所と連携を図る体験農園が隣接していることなどの立地の条件のほか、社会的、技術的及び経済的な要件を考慮し選定された三つのエリアを比較検討し一つのエリアに絞り、さらにそのエリアの中から三箇所を選定し比較検討した結果、本件事業の起業地がこれらの要件を満たす最も適切なものとして決定されたものであると認められる。

また、本件事業の施行に伴う市道拡幅工事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、都留市の農家数がこの三十年で約半数に落ち込んでおり、また耕作放棄地はこの十年で約三割増加していることから、農業活性化のための本件事業はできるだけ早期に実現する必要があると認められる。

また、個人農家や農業法人等などの関係者を集めた本件事業に関わる運営協議会の準備会にて集約された意見において、直売所の建設を実現し農産物の販路を確保することが今後の都留市の農業に必要との意見がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、山梨県立リニア見学センター来場者数、山梨県観光入込客統計調査結果及び農産物地産地消等実態調査結果などから利用者数及び売上高等を推計し、本件事業において必要とされる敷地面積を算出して決定されたものであり、適切であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の第二項の規定による図面の縦覧場所

都留市役所産業課

山梨県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年九月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十七日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	上野原丹波山線	上野原市桐原字坂本二二九五七番の一地先から上野原市桐原字坂本二二九七八番地先まで	九六・五	平成二十七年八月二十八日

山梨県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年九月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 精進湖畔線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町精進字他手合四七六番地先から 南都留郡富士河口湖町精進字他手合二六四番の二地先まで	一四・六 三〇・三	九・六 一八・九		四一・二

山梨県告示第二百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
  - (一) 名称 株式会社東京建築検査機構
  - (二) 住所 東京都中央区東日本橋一丁目一番四号
- 二 業務区域
  - 山梨県全域
- 三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
  - 東京都中央区東日本橋一丁目一番四号東日本橋M1ビル及び愛知県名古屋市中区錦三丁目七番九号

公 告

- 四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び当該構造計算適合性判定の業務の開始の日
  - (一) 業務 建築基準法第十八条の二第四項において読み替えて適用する同法第六条の三第一項及び第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物の構造計算適合性判定の業務
  - (二) 業務の開始の日 平成二十七年八月十八日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定  
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。  
 平成二十七年八月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
鈴木 さや佳	鈴木眼科医院	山梨県上野原市上野原二千百五番地	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 介護予防通所リハビリテーション（みなし） 介護予防訪問リハビリテーション（みなし） 訪問看護	平成二十七年二月一日

株式会社ツルハ	調剤薬局ツルハドラック甲府富士見店	山梨県甲府市富士見一丁目六番十三号	(みなし) 介護予防居宅療養管理指導(みなし) 居宅療養管理指導(みなし)	同
有限会社ときわ薬局	ときわ調剤センター	山梨県山梨市万力七十五番地及び万力八十番地一	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 居宅療養管理指導(みなし)	同
徳永薬局株式会社	甲斐竜王薬局	山梨県甲斐市西八幡三千八百二十五番地九	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 居宅療養管理指導(みなし)	同
株式会社エムシーディー	ひまわり薬局	山梨県甲州市塩山上井尻千四百十八番地	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 居宅療養管理指導(みなし)	同
株式会社TM	デイサービスはなもも	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門二千三十五番地一	介護予防通所介護 通所介護	平成二十七年二月二日
株式会社上機嫌	通所介護事業所上機嫌	山梨県甲斐市下今井二千九百七十七番地	介護予防通所介護	平成二十七年二月五日
医療法人英陵会	吉川外科整形外科医院	山梨県中巨摩郡昭和町河西六百二十三番地八	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防	平成二十七年三月一日

医療法人甲府駅前歯科医院	甲府駅前歯科医院	山梨県甲府市丸の内一丁目二番十三号サンフラワービル三階	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所介護(みなし) 居宅療養管理指導(みなし) 通所介護(みなし) 訪問看護(みなし) 訪問看護(みなし)	同
--------------	----------	-----------------------------	---	---

株式会社ウエノ	ウエノ美咲薬局	山梨県甲府市美咲一丁目一番二十六号	介護予防居宅療養管理指導（みなし）居宅療養管理指導（みなし）	同
株式会社オーエルサックス	甲州茶話本舗 デイサービス 笑福亭	山梨県甲府市飯田四丁目四番四号	通所介護	同
同	デイサービス こんぴら	山梨県南アルプス市十日市場二千十一番地一	通所介護	同
有限会社城北建設	ケアプランあ るが	山梨県南アルプス市徳永千八百八十四番地	居宅介護支援	同
有限会社みらいコーポレーション	ファミリーユ スバルビュー ティーヘルス クリニック	山梨県笛吹市春日居町鎮目七百十四番地一	介護予防通所介護 通所介護	同
山本 直史		山梨県都留市井倉六百二十八番地三	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 介護予防通所ハビリテーション（みなし） 介護予防訪問ハビリテーション（みなし） 介護予防訪問看護（みなし） 居宅療養管理指導（みなし） 通所ハビリテーション（みなし）	平成二十七年三月三日

社会福祉法人	社会福祉法人 やまなし勤労者福祉会	山梨県甲府市下飯田一丁目二番十八号	訪問看護ステーションいけだ 介護予防訪問介護 訪問看護	訪問リハビリテーション（みなし） 訪問看護（みなし）	平成二十七年三月十六日
サテライト桃	ヘルパーステーションいけだ	同	介護予防訪問介護 訪問介護	同	同
山梨県山梨市一町	株式会社愛生堂 関戸 清貴	山梨県富士吉田市一丁目八番十五号	介護予防通所介護 通所介護	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 介護予防通所ハビリテーション（みなし） 介護予防訪問リハビリテーション（みなし） 介護予防訪問看護（みなし） 居宅療養管理指導（みなし） 通所ハビリテーション（みなし） 訪問リハビリテーション（みなし） 訪問看護（みなし）	平成二十七年三月十九日
山梨県山梨市一町	佐藤医院	山梨県富士吉田市下吉田四丁目十三番十七号	介護予防訪問看護 訪問看護	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 介護予防通所ハビリテーション（みなし） 介護予防訪問リハビリテーション（みなし） 介護予防訪問看護（みなし） 居宅療養管理指導（みなし） 通所ハビリテーション（みなし） 訪問リハビリテーション（みなし） 訪問看護（みなし）	平成二十七年三月十九日
社会福祉法人	関戸 清貴	山梨県富士吉田市下吉田四丁目十三番十七号	介護予防通所介護 通所介護	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 介護予防通所ハビリテーション（みなし） 介護予防訪問リハビリテーション（みなし） 介護予防訪問看護（みなし） 居宅療養管理指導（みなし） 通所ハビリテーション（みなし） 訪問リハビリテーション（みなし） 訪問看護（みなし）	平成二十七年三月十九日

山梨県社会福祉事業団	源莊日川短期入所施設	田中百九十七番地	所生活介護 短期入所生活介護	年三月二十三日
田中 裕康	みのぶ調剤薬局	山梨県南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番地百十八	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 居宅療養管理指導(みなし)	平成二十七年三月二十五日
社会福祉法人山梨檜の会	特別養護老人ホーム和楽W A R A K U	山梨県甲府市大和町三番地六	介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護	同
長田 忠大	長田在宅クリニック	山梨県甲府市西下条町十三番地	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問看護(みなし) 居宅療養管理指導(みなし) 通所リハビリテーション(みなし) 訪問リハビリテーション(みなし) 訪問看護(みなし)	平成二十七年四月一日
医療法人社団美波会	しまづ脳神経クリニック	山梨県甲府市千塚五丁目十三番二十一号	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリ	同

株式会社クス	サンロード調	山梨県中巨摩郡昭	介護予防居宅療(みなし)	同
社会福祉法人博友会	山中湖診療所	山梨県南都留郡山中湖村山中十二番地	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問看護(みなし) 居宅療養管理指導(みなし) 通所リハビリテーション(みなし) 訪問リハビリテーション(みなし) 訪問看護(みなし)	同

株式会社高原	社会福祉法人 光珠福祉会	社会福祉法人 燦生福祉会	株式会社あい の手	株式会社 あおい風合同 会社	株式会社T・ H・G	同	一般社団法人 ライフサポー トひかり	ライフサポー トひかり居宅 介護支援事業 所	和町河西六百二十 番地一	養管理指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし）	同
えにし居宅介 護	エールニ之宮 居宅介護支援 事業所	短期入所生活 介護事業所フ ルリール甲斐	訪問介護セン ター愛の手	ヘルパーステ ーションささ らぎ	株式会社T・ H・G	同	ライフサポー トひかり	山梨県甲府市荒川 一丁目三番十二号 ヴェルヴ・ウイン ブルドン三〇二号 室	山梨県甲斐市篠原 八百四十二番地一	介護予防短期入 所生活介護 短 期入所生活介護	同
山梨県北杜市長坂	山梨県笛吹市御坂 町上黒駒二千九百 六十四番地	山梨県甲斐市篠原 八百四十二番地一	山梨県甲斐市玉川 七百四番地七	山梨県南アルプス 市浅原三百十七番 地一	山梨県甲府市中央 二丁目十二番六号	同	訪問介護	居宅介護支援	山梨県甲斐市玉川 七百四番地七	介護予防訪問介 護 訪問介護	同
居宅介護支援	居宅介護支援	介護予防短期入 所生活介護 短 期入所生活介護	介護予防訪問介 護 訪問介護	介護予防訪問介 護 訪問介護	介護予防福祉用 具貸与 特定介 護予防福祉用具 販売 福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売	同	訪問介護	居宅介護支援	山梨県北杜市長坂	居宅介護支援	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

山城 大	アルプスこど もクリニック	山梨県南アルプス 市吉田八百六十四 番地一	小澤 良一	おざわ歯科	山梨県富士吉田市 旭五丁目十二番十 三号	株式会社サン ライフ壽 業所	新日本通産株 式会社	株式会社リー ベン	町富岡百九十七番 地一	介護予防防居室 療 介護指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし） 通所リ ハビリテーション （みなし）	平成二十七年 四月二十 日
居宅介護支援	居宅介護支援	介護予防防居室 療 介護指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし） 通所リ ハビリテーション （みなし）	介護予防防居室 療 介護指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし） 通所リ ハビリテーション （みなし）	介護予防防居室 療 介護指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし） 通所リ ハビリテーション （みなし）	介護予防防居室 療 介護指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし） 通所リ ハビリテーション （みなし）	サンライフ居 宅介護支援事 業所	あい竜王丘 株式会社	機能訓練型テ イサロンリー ベンモア	山梨県甲府市愛宕 町三十三番地	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十七年 四月六日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同





株式会社ラ・	合同会社瑞季	株式会社フア ーマみらい	社会福祉法人 恵友会	同	社会福祉法人 天寿会	合同会社グッ ドベース	グッドベース 訪問介護事業 所	山梨県韮崎市富士 見一丁目五番五号 韮崎エステートビ ル三階K室	介護予防訪問介 護 訪問介護 (みなし)	同
ケアプラン・	ケアプラン瑞 季指定居宅介 護支援事業所	ケアプラン い西下条薬局	シヨートステ イエレガロー ザいちのみや	デイサービス センター弘寿 園	居宅介護支援 事業所弘寿	山梨県笛吹市石和 町川中島千百六十 番地一	居宅介護支援	山梨県甲府市西下 条町十七番地	介護予防短期入 所生活介護 短 期入所生活介護 (みなし) 居宅療 養管理指導(み なし)	平成二十七 年五月十二 日
山梨県甲府市上阿	山梨県甲府市小瀬 町二百八十三番地 五	山梨県甲府市西下 条町十七番地	山梨県笛吹市一宮 町下矢作三百番地 三	同	同	同	同	同	同	同
居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	通所介護	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

山口 美由紀	春日居皮フ科 クリニク	山梨県笛吹市春日 居町別田百六十四 番地一	介護予防居宅療 養管理指導(み なし) 介護予 防(みなし)	同	同	同	同	同	同	同
のだ内科クリ ニク	のだ内科クリ ニク	山梨県甲府市富士 見一丁目七番三十 五号ヴィラフジミ 一階	介護予防居宅療 養管理指導(み なし) 居宅療 養管理指導(み なし)	平成二十七 年六月十五 日	同	同	同	同	同	同
合同会社らい ふケア	訪問介護サー ビスらいふケ ア	山梨県南都留郡富 士河口湖町小立四 百五十六番地	介護予防訪問介 護 訪問介護	平成二十七 年六月十二 日	同	同	同	同	同	同
株式会社アグ ル	デイサービス センターロー ズマリーの家 六	山梨県山梨市小原 西九百六十八番地 六	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十七 年六月八日	同	同	同	同	同	同
合同会社アシ ストライフ	アシストライ フ	山梨県北杜市須玉 町若神子四千二百 二十一番地一	介護予防訪問入 浴介護 訪問入 浴介護	同	同	同	同	同	同	同
株式会社サン ライフ壽	デイサービス センターから かしわ	山梨県笛吹市石和 町唐柏四百番地一	介護予防通所介 護 通所介護	同	同	同	同	同	同	同
有限会社武井 工務店	らつく楽居宅 介護支援事業 所	山梨県韮崎市水神 一丁目十番六号	居宅介護支援	同	同	同	同	同	同	同
クローラ	マヴィ	原町百二十六番地 十	介護予防訪問介 護 訪問介護	同	同	同	同	同	同	同
特定非営利活 動法人めぐみ 園	特定非営利活 動法人めぐみ 園訪問介護き らら	山梨県西八代郡市 川三郷町市川大門 四千七百九十六番 地一	介護予防訪問介 護 訪問介護	同	同	同	同	同	同	同

医療法人郡内	株式会社北杜の家	社会福祉法人天寿会	社会福祉法人欣寿会	株式会社キユア
共立デイサー	デイサービスほくとのいえ	デイサービスセンター弘寿園	短期入所生活介護事業所ののめ	かすがい薬局
山梨県大月市猿橋	山梨県北杜市小淵沢町上笹尾三千三百三十二番地二千五百六十	山梨県笛吹市石和町川中島千百六十番地一	山梨県富士吉田市小見見千三百四十六番地	山梨県笛吹市春日居町別田百二番地一
介護予防通所介	居宅介護支援	介護予防通所介護	介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 居宅療養管理指導(みなし) 訪問看護(みなし)
平成二十七日	平成二十七年六月十六日	同	同	同

共立福祉医療会	医療法人石和温泉病院	合同会社山梨介護サービス	新日本通産株式会社	有限会社青空
ビスさるはし	石和温泉病院指定居宅介護支援事業所	やまぶきデイサービスセンター	あい笛吹別館	デイサービスのみ
町殿上五百八十七番地一	山梨県笛吹市石和町八田三百三十番地五	山梨県山梨市大工千四百四十一番地	山梨県笛吹市春日居町鎮目二百九十番地四	山梨県山梨市七日市場二百四十五番地一
介護通所介護	介護予防通所リハビリテーション(みなし)	介護予防通所介護 通所介護	介護予防通所介護 通所介護	介護予防通所介護 通所介護
年六月二十日	平成二十七年七月一日	同	平成二十七年七月十日	平成二十七年七月十二日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番